

旭川市愛育センター 居宅訪問型児童発達支援プログラム

令和 8 年 9 月作成

1 基本理念

旭川市こども計画に基づき、次代を担うこどもの幸せを第一に考え、地域の人の支えの中で、こども自身が明るく、たくましく、喜びに満ちたこども時代を過ごし、親もまた安心して子育てができる環境の下、こどもの成長に喜びを感じられる社会の形成を目指す。

2 居宅訪問型支援の目的

障害等の要因で外出することが著しく困難で、通所支援を利用することができないこどもに対し、自宅を訪問し発達支援を提供し、こどもとその保護者が地域社会の一員として豊かな生活を送ることができるよう支援体制の充実を図る。

3 開所日、開所時間及び休所日

月曜日から金曜日の午前8時45分から午後5時15分までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する祝日及び12月30日から翌年1月4日までは休所日とする。

4 支援内容

(1) 本人支援

こどもの状態に合わせた合理的配慮の下、「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」の5領域を含めた総合的な支援を提供し、日常生活における基本的動作の習得、集団生活への適応、人と関わる力を支援することで、自身の「育つ力」を育む。

ア 支援内容

(ア) 日課

時 間	内 容
00:00～00:10	健康観察
00:10～00:20	はじまりの会
00:20～00:30	ふれあい、体操、マッサージ
00:30～00:50	主活動(感覚あそび、音楽あそび等)
00:50～01:00	終わりの会

※日課終了後、保護者と活動の様子について共有する。

(イ) 内容

a 遊び(運動・感覚・認知・行動)

- (a) 様々な遊びを提供し、日常生活に必要な動作の基礎を身につけることができるよう支援をする。
- (b) 感覚や感触を経験できるような遊びを提供し、様々な感覚特性にあった環境調

整等の支援を行う。

- (c) こどもが自発的、意欲的に関われるよう分かりやすい環境をつくり、状況の把握や理解、行動につなげることができるよう支援をする。

b 生活(健康・生活)

- (a) こどもの心身の状態を把握し、健康で安全な生活ができる環境を整える。また、小さな変化を見逃さないよう、きめ細やかに観察し、心身の異変に気付いた場合は適宜対応する。
- (b) 生活場面における環境の工夫を行いながら、こどもの発達状態に合わせた支援を行う。
- (c) こどもの特性に配慮しながら、時間や空間を分かりやすく構造化し、生活するための基盤をつくり、地域社会で生活しやすくなるよう支援する。
- (d) アレルギー、てんかん、医療的ケア等、特別な配慮を要するこどもに対し、主治医の指示の下、適切な対応を行う。

c 社会性(言語・コミュニケーション・人間関係・社会性)

- (a) 表情や身振り、言葉等、様々な手段を活用しやりとりを深めながら、コミュニケーション能力向上のための支援を行う。
- (b) アタッチメント(愛着)の形成と安定を図るため、「心の安全基地」として、こどもの気持ちに寄り添い、環境や人への信頼感・安心感を育むよう支援する。
- (c) 訪問支援員とのやりとりの経験を通して、社会性、協調性など総合的な発達を促し、周囲との関わりを深めることができるよう支援する。

(2) 家族支援

保護者の思いを尊重しながら、こどもの育ちや、家族の暮らしの安定を支える。また、家族からの相談に対する、適切な助言を行い、アタッチメント(愛着)形成を支援する。

ア 保護者支援

- (ア) 保護者とこどもの発達特性について共通理解を図り、家庭での具体的な援助方法、関わり方などについての助言、提案を行う。
- (イ) 家族の子育てに関する困りごとや悩みについて、丁寧に聞き取りを行い、対応方法等について提案や助言を行う。

イ きょうだい支援

きょうだい児に関する相談に応じ、家族全体を支援する。

(3) 移行支援

障害の種別に関わらず、全てのこどもが同年代のこどもとともに成長できるよう、こどもの発達状況や家族の意向に寄り添いながら、家庭、関係機関と協力体制の構築し、地域の保育、教育等に安心して移行できるよう援助する。

ア 成長や環境の変化に伴う影響等を丁寧に説明しながら、移行についてニーズの確認を行い、必要な情報を提供する。

イ 移行先とこどもの状態や支援内容等についての情報提供や、支援体制づくりの協力

を行う。

(4) 地域支援・地域連携

障害のあるこどもの地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進し、本人を中心に据えた支援が行われるよう、各関係機関と連携を図り、切れ目のない支援体制を構築する。

ア こどもに関わる関係機関と連携し、一貫した支援を行う。

イ 移行を見据えた情報提供や、相談支援事業所や医療機関等での切れ目のない支援の利用を推進する。

6 職員の質の向上に資する取組

(1) 職員間の情報共有・検討に関する各種会議等の定期的な開催

ケース会議、グループ会議、担当者会議、指導会議、給食会議等

(2) 必要な知識及び技術の習得、維持及び向上を図る職員研修等の実施

(3) BCP(業務継続計画)、感染症対策、防災対策、虐待防止等、各種ガイドライン等で定められている職場内研修の実施

(4) 嘱託医、外部講師による職場内研修の実施

(5) 児童発達支援の能力向上の研修(児童発達管理責任者研修、強度行動障害支援者養成研修等)の受講

(6) 発達支援関係機関等で開催される研修会やセミナーや各種協議会等への参加

7 主な行事

(1) 季節の行事

季節に合わせた活動の提供。(子どもの日、クリスマス、節分、ひなまつり、誕生日等)

(2) 保護者向けの行事

個別面談、保護者教室、保護者交流会